

鳥取県からのお願い

身体障害者補助犬の受け入れにご協力ください

身体障害者補助犬の同伴を拒否することは禁止されており、
不当な差別的取扱いとなります！

「身体障害者補助犬法」

不特定かつ多数の人が利用する公共施設、公共交通機関（バス、タクシー、鉄道など）、民間施設では、補助犬の同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

「障害者差別解消法」

障がいのある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」
「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、
「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。

○合理的配慮の提供

障がいのある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。



身体障害者補助犬（補助犬）とは、目や耳、手足に障がいのある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

★補助犬は、補助犬ユーザーの指示に従い待機することができ、特別な設備は不要です。

★補助犬の同伴を受け入れる際に、ほかのお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。



Assistance Dogs Welcome!
- Guide Dog, Service Dog, Hearing Dog -
身体障害者補助犬法により盲導犬・
介助犬・聴導犬は同伴できます
厚生労働省

お問い合わせ・ご相談窓口

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7201

メール：shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

受付時間：平日8：30～17：15

←「ほじょ犬マーク」ステッカーを配布（無料）しています。
ご希望の方は、上記お問い合わせ先まで！！

協力：公益財団法人 日本盲導犬協会